

## 災害時避難所等における米飯提供の応援に関する協定書

大子町（以下「甲」という。）と一富士フードサービス株式会社東関東支社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、林野火災その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における避難所及び災害対応のための組織（以下「避難所等」という。）での米飯提供の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害の発生により甲が避難所等を開設した場合に、甲が実施する避難者及び災害対応従事者（以下「避難者等」という。）への食事提供のため、甲が乙に要請する米飯提供の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、大規模災害の発生時において実施する避難者等への食事提供に乙による米飯提供の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応援を要請することができる。

（応援要請の手続）

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにした応援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 開設した避難所等
- (3) 必要とする食数
- (4) 応援の期日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に必要な事項

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに米飯提供を行うための体制を整え、必要な人員及び機材を出動させ、甲が行う避難者等への食事提供に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定による米飯提供に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づいて乙の行った米飯提供に要した従業員の賃金のほか、燃料、電気料金その他の実費については、甲が負担するものとする。ただし、「大子町学校給食炊飯業務」の委託契約に基づく業務時間内における費用負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

2 乙は、甲が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、甲から申出があった場合は、一時その費用を立替支弁するものとする。

(労務補償)

第7条 乙の従業員が米飯提供により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における労災補償は、乙の加入する労働者災害補償保険によるものとし、同保険の適用がないときは、甲及び乙が協議の上、補償するものとする。

(連絡担当者)

第8条 甲及び乙は、この協定に関して連絡担当者を定めるものとし、大規模災害が発生した際には、速やかに連絡を取り合うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報を交換するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この協定に関し、知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。また、この協定が終了した後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定を終了する旨の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以降もまた同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年10月10日

甲 茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地  
大子町長 高梨哲彦

乙 茨城県日立市諏訪町2丁目8番地1号  
一富士フードサービス株式会社東関東支社  
支社長 橋本剛